

令和8年4月3日

選考対象者における情報の取扱いに係る申合せ（案）

候補者選考委員会及び選考チーム（セクション）で取り扱う選考対象者（候補者となるべき者を含む。以下同じ。）の情報は、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 選考において知り得た情報は、候補者選考委員会及び選考チーム（セクション）（以下「セクション」という。）限りとする。ただし、専門委員が必要と認める場合は、当該専門委員が調査する専門分野に属する日本学術会議会員に限り、当該専門分野の選考対象者の情報を共有して意見を求めることができる。
2. 選考対象者の情報は、厳重に管理されなければならない。専門委員が専門分野に属する日本学術会議会員に選考対象者の情報を共有した場合は、情報を厳重に管理するよう求めることとする。
3. 候補者選考委員会及びセクションにおける候補者選考業務で知り得た個人・法人等の情報は漏らしてはならない。
4. 候補者選考委員会委員又はセクション委員及び専門委員の間で選考対象者の情報を移送する場合は、適切なセキュリティ対策を講じなければならない。
5. 会員、専門委員、オブザーバーが保有する選考において知り得た情報は、令和8年10月改選後、速やかに消去又は廃棄しなければならない。